

さかほぎ町民まつり出店要項

【搬入・搬出について】

1. 搬入時間は、当日の午前6時から午前9時までです。9時までに車両等は会場から駐車場に移動してください（駐車場別紙参照）。午前9時以降は、搬出時間まで車両の乗り入れはできません。
2. 搬出時間は、午後3時30分以降です。一般来場者が会場内から退場後、車両等の乗り入れをして搬出してください。

【片付けについて】

1. テント・机・イス等の片付けについては、出店者においてお願いします。（机、イス、テント屋根は休憩用テント内へ運び、テントの骨組みは出店位置にそのまま置いてください）テントの折りたたみやその他の片付けについては、午後3時30分以降にお願いします。
2. 各出店者（テント内）で発生するゴミについては、必ず各自で持ち帰りをお願いします。（厳守）
3. テント内の清掃は各自にてお願いし、ほうき・ちりとり等をご持参ください。

【出店料について】

1. 1テント（間口5.4m×奥行3.6mもしくは間口6.0m×奥行3.0m）につき町内企業等は5,000円、町外企業等は15,000円とします。また、電源を使用される場合は、1口、1,000円別途必要となります。
2. 出店料は、出店申込書提出の際にお支払いください。

【販売について】

1. 串モノを販売する出店者の方は、清掃時に危険ですので、串先を丸めるなど安全な状態で販売してください。
2. ラムネなどその場でゴミになるようなビンの販売は禁止します。
3. 三角くじ等の賭博性のものは、禁止願います。
4. 米など重い物を販売する場合は、台車の貸し出し等、高齢者の方などへの配慮をお願いします。
5. アルコール飲料の販売は禁止とします。また、アルコール飲料の持ち込みや飲酒しながらの販売もご遠慮ください。

【水道について】

1. 個別での流し台は用意しません。水道が必要な方は、各自でポリタンクを用意して対応してください。
2. 一般の方も使用する大きな流し台を設置しますので適宜ご使用ください。

【駐車券及び駐車場について】

1. 駐車券は1出店者につき1台分（搬出入車両）のみ配布しますので、別図のとおり、指定の場所へ駐車してください。（車両フロントのわかりやすい場所に掲示してください。）
2. 総合運動場へは駐車できません。販売員等は相乗り等していただき、最小限の車両でお願いします。
3. 搬入・搬出車両以外の車両は、多目的グラウンド又は町民プールへ駐車してください。

【その他】

1. 保健所の届等が必要な出店者の方は、各自で責任を持って手続きを済ませてください。また、当日は許可書の掲示（コピー可）をお願いします。
2. 電源を希望された出店者の方については、各自でコードリール等（20m位）をご持参ください。（一部のテントにしかコンセントはありません。）
3. 開催時間全般において、事故等起こらないよう十分ご配慮ください。
4. 当日の忘れものについては、生もの以外は3日間保管しますが、期間経過後は当方で処分いたします。
5. コンロなどの火気器具を使用される場合は、必ず消火器（業務用）をご持参ください
6. 以上の項目をご理解いただいた上でお申し込みください。また、これらの項目を守られなかった方及び他に迷惑を掛けるような行為を見つけた場合は、以後、坂祝町内における行事への出店はお断りいたします。

※その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

坂祝町役場企画課 担当 加藤 Tel0574-66-2411（直通）